

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成20年11月7日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき、「(仮称)車両整備・検査工場建設」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	三菱ふそうトラック・バス株式会社 神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12 代表取締役社長 ハラルド・ブルストラー
	指定開発行為の名称	(仮称)車両整備・検査工場建設
	指定開発行為の種類	工場又は事業所の新設(第2種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区大倉町10番地
	指定開発行為の目的	工場の新設
	指定開発行為の内容	区域面積:約11,510㎡ 建築面積:約6,425㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成21年7月 完了予定:平成22年9月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成20年11月7日(金)から 平成20年12月22日(月)まで 土曜日、日曜日等閉庁日は除く。ただし、幸区役所、中原区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	幸区役所、日吉出張所、中原区役所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成20年12月22日(月) (郵送の場合は、平成20年12月22日消印有効) 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm	